

第126回大阪府大規模小売店舗立地審議会

令和6年3月26日（火）

大阪府咲洲庁舎44階 大会議室

（開会 午前11時00分）

○司会 ただいまから第126回大阪府大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。

開会に当たりまして、商業振興課長からご挨拶申し上げます。

○商業振興課長 「課長挨拶」

○司会 本日は委員7名のうち6名がご出席です。大阪府大規模小売店舗立地審議会規則第4条第2項の規定により、本審議会は有効に成立しております。

本日は、議題（1）としまして、令和5年10月に届出されました（仮称）オークワ富田林旭ヶ丘店の新設1件に関しましてご審議いただきます。

本日の傍聴者は2名です。傍聴者の方は、お渡しいたしました本審議会の傍聴要領を遵守いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以降の議事進行につきまして、鶴坂会長、よろしくお願いいたします。

○鶴坂会長 それでは、議題（1）大規模小売店舗立地法に基づく「（仮称）オークワ富田林旭ヶ丘店」に関する届出の内容等について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 審議会案件「（仮称）オークワ富田林旭ヶ丘店」について説明

○鶴坂会長 ありがとうございます。

本件につきまして、各委員の皆様方からご意見をお伺いしたいと思いますが、ご欠席の委員からご意見がございましたら、事務局からご紹介願います。

○事務局 特段の意見はいただいておりません。

○鶴坂会長 わかりました。

それでは、各委員の皆様、よろしくお願いいたします。

○井ノ口委員 駐車場について、駅からの距離が比較的近く、交差点のすぐ側に駐車区画もあるため、無断駐車対策や、夜間利用の際の騒音問題への対策等が行われる予定なのか教えてください。

○事務局 無断駐車について、現時点で料金徴収システムの導入は考えておりませんが、営業開始後に問題が生じた場合は、カメラ付きの料金徴収システムを導入し、対応するとのこと。また、夜間駐車に関しては、営業時間後の午前0時以降は駐車場の出入口を施錠すると聞いています。

- 井ノ口委員 分かりました。
- 田中委員 敷地北側に新設される道路の出入口について、高木やガードレール、電柱等が設置され、視認性は悪化しないでしょうか。
- 事務局 電柱等の設置予定はなく、緑地部分は芝やサツキ等の低木となりますので、特に視界を遮るものはないと聞いております。また、歩道沿いに設置されるガードレールに関しても、1メートルに満たない程度の高さであり、視界を遮るような高さではないため、見通しは確保されているものと考えます。
- 田中委員 分かりました。
- 平栗委員 住民説明会で意見のあった水路に関して、住民の方が危惧していることや現在の状況、開店後の影響についてご説明いただきたいです。
- 事務局 排水関係については他法令で別途審査されており、水路については、付け替えや改善等の対策を開発許可の審査の過程で調整していると聞いております。
- 平栗委員 開発許可というのは、大店関係ではなく別部署が担当しているのでしょうか。
- 事務局 はい。大店立地法の前に手続されている土地区画整理法の手続になります。
- 平栗委員 ここでいう水路は用水路のことであり、周辺の田畑に水を流すためのものという理解でよいでしょうか。
- 事務局 おっしゃるとおり、田畑に流すための水路のことです。
- 平栗委員 きちんと計画されていて、今後も問題なく使える状況ということですね。わかりました。
- 何委員 1点確認なのですが、資料7ページに「照明の点灯は周辺住居等に光害のないように配慮します」と記載があり、今回の案件は周辺住居が店舗と近接していますが、具体的にはどのような配慮がなされるか教えていただきたいです。
- 事務局 照明の点灯については、夜間は基本的に防犯上必要な最小限の明かりのみを残して消灯することと計画されております。
- 鶴坂会長 それでは、「(仮称) オークワ富田林旭ヶ丘店」につきまして、各委員の皆様からいろいろとご意見を頂戴いたしました。
- この案件につきましては、法の趣旨に沿った適正な届出内容になっており、周辺的生活環境の保持に配慮したものであると考えられます。
- よって、当審議会としましては、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見については、案のとおり意見を述べないことが適当であると考えますが、いかがでし

ようか。

(「異議なし」)

○鶴坂会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

これで予定していた審議は全て終了いたしました。知事に対する答申文案は、本日の審議内容を踏まえた上で作成し、知事に答申してまいります。

○司会 ありがとうございます。

以上で本日の審議会は終了いたしました。